

新居浜市生活排水処理構想の見直し（案）に関する意見募集の結果について

令和4年10月21日

新居浜市 上下水道局 下水道課

環境エネルギー局 廃棄物対策課

- 1 意見募集期間 令和4年9月5日（月）～令和4年10月5日（水）
- 2 意見提出人数 1人
- 3 意見提出件数 5件
- 4 提出された意見の概要と意見に対する考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	現在の船木地区における公共下水道事業計画区域はどのように設定されているのか。	船木地区の事業計画区域はH1.3月に指定しており、エリアは当時の市街化区域としています。
2	「整備局は四国4県などと連携し、下水道整備を促進する方針だ。」という記事があるが、新居浜市は国の方針を反故にするのか。	新聞記事の発信元である四国地方整備局に意図を確認したところ、合併処理浄化槽も含めた汚水処理施設の整備を早期に図る意図で、公共下水道についても、国の方針として令和8年度までの汚水処理施設概成に向け、整備を促進するとのことでした。新居浜市としては、投資効果の高い地域を中心に下水道整備を進めていき、早期の汚水処理概成を図りたいと考えています。
3	下水道整備区域外となった住民に対して、説明会等を開催し、下水道整備や合併処理浄化槽のメリット・デメリットを具体的に提示すること。また、ホームページを使用し広く周知すること。	説明会の開催も市民周知方法のひとつと考えておりますが、下水道整備区域の見直し及び、合併処理浄化槽の補助拡充について、説明会ではなく、ホームページや市政だよりを活用するなど、周知方法を工夫することで、対象となる市民への周知を図りたいと考えています。
4	本市のまちづくりの方針としている、立地適正化計画の「居住誘導地域」に対する具体的な取り組み状況を示されたい。	立地適正化計画による居住誘導区域等の指定については、市としての方向性を示したものであり、事業を行う際には、この計画に基づいたまちづくりの形成を図る必要があると考えています。
5	下水道整備区域外となった地域への合併処理浄化槽の補助率をアップするのが当然だと思うが、どのように考えているのか。下水道と合併処理浄化槽の年間維持費に関する負担の違いはどう考えているか。	令和5年度より、既存の汲取り便槽の撤去費用や宅内配管工事費用についても、従来の設置補助に上乘せする形で補助を拡充する予定です。整備費及び維持管理費における負担額につきましては、新たな補助の拡充を含めますとほぼ同等であると考えています。これについても、3と同様に市民への周知方法を検討します。